

第四百十五号議案

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇円」を「一二、五〇〇円」に、「一三、三二〇円」を「一三、三五〇円」に、「一〇、六七〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、六五〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「九、七九〇円」を「九、九五〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第五条第二項第二号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和六年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

（提案理由）

第四百十五号議案 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第二十八号）の施行に伴い、補償基礎額を改定する必要がある。